

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海陽町内に住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に、その設置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、海陽町補助金交付要綱（平成18年3月31日）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）」とは、住宅の屋根等への設置に適したものであり、電気事業者の配電線と逆流ありで連係する太陽光発電システムをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、海陽町内において実施され、かつ、次に掲げる要件の少なくともいずれかを備える発電システムを住宅に設置する事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

- (1) 太陽電池の最大出力（発電システムを構成する太陽電池の最大出力の合計値（kw表示とし、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入する。）をいう。以下同じ）が10キロワット未満の発電システムであること。
- (2) パワーコンディショナの定格出力（発電システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値（kw表示とし、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入する。））が10kw未満の発電システムであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、居住を目的とする町内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に対象システムを設置する者であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。又は、対象システム設置後1年以内に町内に住所を有する見込みである者。
- (2) 申請時において、町税の滞納のない者とする。

2 対象システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、1キロワット当たりの基準額に対象システムを構成する太陽光電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は四捨五入する。）を乗じて得た額（当該額が限度額を超えるときは限度額とする。また、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の基準額および限度額は、次のとおりとする。

基準額	限度額
40,000 円	160,000 円

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該対象システムに係る設置工事の着手前に、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置場所及び付近の見取り図
- (2) 工事着工前の現場写真
- (3) 太陽電池の最大出力値を算定した根拠資料
- (4) パワーコンディショナの定格出力（発電システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値）の根拠資料
- (5) 対象システム設置費見積書の写し
- (6) 前年度における電力使用量（様式第1号の2）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付不決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、補助金交付申請書の内容を変更しようとする場合、又は設置の中止若しくは廃止しようとするときは、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金実績報告)

第9条 申請者は、設置工事が完了した日から30日以内、又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システム設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象システム設置費に係る内訳書（様式第5号の2）
- (3) 電気事業者との電力受給契約書の写し
- (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力表（様式第5号の3）
- (5) 対象システムの保証書の写し
- (6) 対象システムの設置状況を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、発生電力計、余剰電力販売用電力計が確認できる写真） ※パワーコンディショナは型式名と製造番号が確認できるもの

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の確定)

第10条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査及び現地調査し、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の補助金交付確定通知を受けたときは、町長に海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第12条 申請者は、当該対象システムの出力保証期間内において、廃棄、譲渡等により処分しようとするときは、処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付の決定を取り消す場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第15条 申請者は、対象システム設置年度より1年間、システム定期報告書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

1 町長は、前項の規定による期間以降についても申請者に対し、必要に応じて、売買電力量等の情報提供を求めることができるものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要項は、平成22年4月1日より施行する。

平成25年4月1日改正（第3条関係）令和元年5月15日改正（元号関係）

様式第1号の2（第6条関係）

電力使用量報告書（前年度分）

1. 電力使用量報告年度 _____ 年度

2. 電力契約種別 従量電力契約 ・ 時間帯別電灯

3. 月々の電力使用量

	電力使用量	
	kW h	() kW h
4月	kW h	() kW h
5月	kW h	() kW h
6月	kW h	() kW h
7月	kE h	() kW h
8月	kW h	() kW h
9月	kW h	() kW h
10月	kW h	() kW h
11月	kW h	() kW h
12月	kW h	() kW h
1月	kW h	() kW h
2月	kW h	() kW h
3月	kW h	() kW h

※時間帯別電灯契約の場合は、昼夜を分けて()内に夜間電力量を記入下さい。

殿

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けであった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴

交付決定額	金 円
交付条件	(1) 補助金交付申請の内容を変更する場合又は設置を中止する場合は、変更承認申請書により町長の承認を受けること。 (2) 設置工事の完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書を提出すること。 (3) 海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する条件に違反があった場合、交付決定補助金額の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第3号（第7条関係）

海住環第 号

殿

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付不決定通知書

令和 年 月 日付けであった補助金の交付については、不決定となりましたので、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金要綱第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴

様式第4号（第8条関係）

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金交付申請内容の変更承認を申請します。

記

1. 補助金交付決定指令番号 海住環第 号

2. 変更の内容

3. 変更の理由

様式第4号の1（第8条関係）

海住環第 号

殿

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認書

令和 年 月 日付けであった太陽光発電システムの計画変更について、承認となりましたので、海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金要綱第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴

様式第5号（第9条関係）

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり設置完了を報告します。

記

1. 補助金交付決定指令番号 海住環第 _____ 号
2. 設置場所 海陽町 _____
3. 太陽電池の最大出力値 _____ キロワット
4. パワーコンディショナの定格出力値 _____ キロワット
5. 補助金交付申請額 _____ 円
6. 設置完了日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7. 添付書類
 - (1) 対象システム設置費に係る領収書の写し
 - (2) 対象システム設置費に係る内訳書（様式第5号の2）
 - (3) 電気事業者との電力受給契約書の写し
 - (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力表（様式5号の3）
 - (5) 対象システムの保証書の写し
 - (6) 対象システム設置状況を示す写真（建物全体写真、太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、発生電力計、余剰電力販売用電力計が確認できる写真）
※パワーコンディショナは型式と製造番号が確認できるもの
 - (7) その他町長が必要と認める書類

様式第5号の2（第9条関係）

対象システム設置費内訳書

項目	製造者名	形式	金額
太陽電池モジュール			円
架台			円
接続箱			円
直流側開閉器			円
パワーコンディショナ			円
保護装置			円
発生電力計			円
余剰電力販売用電力計			円
配線・配線器具			円
設置工事費			円
			円
			円
小計			円
消費税			円
合計			円

殿

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付については、下記のとおり確定したので海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴

記

1. 補助金交付確定額 金 円
2. 交付条件
 - (1) 対象システムの出力保証期間内において、廃棄、譲渡等により処分しようする場合は、処分承認申請書により町長の承認を受けること。
 - (2) 対象システム設置年度より1年間、システム定期報告書を町長に提出すること。
 - (3) 海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に規定する条件に違反する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

補助金請求書

年 月 日

海陽町長 三浦茂貴 殿

請求者住所

氏名

電話

印

右の金額を請求します。 請求金額 一金 円

補助事業名	令和 年度 海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
補助指令金額	一金 円
補助指今年月日	令和 年 月 日
補助指令番号	海陽町指令海住環 第 号
補助額	一金 円
既受領	円
今回請求額	一金 円
残額	円

請求区分 1 精算 2 概算 3 前金

口座振込先 金融機関名 () 店舗名 (本・支店)
預金種別 (1 普通 2 当座 3 その他)
口座番号 ()
口座名義 (カタカナ書き)
()

様式第8号（第12条関係）

海陽町住宅用太陽光発電システム処分承認申請書

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり対象システム処分の承認を申請します。

記

1. 補助金交付確定通知番号 令和 年 月 日付け 海住環第 号
2. 対象システム設置場所 海陽町
3. 処分の方法 廃棄 ・ 譲渡 ・ 売却 ・ 交換 ・ その他
(該当項目に○印) その他の場合は具体的に記載
()
4. 処分の時期 令和 年 月 日
5. 処分の理由

様式第9号（第15条関係）

海陽町住宅用太陽光発電システム定期報告書

令和 年 月 日

海陽町長 三浦 茂貴 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

海陽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり定期報告します。

記

1. 補助金交付年度 _____ 年度

2. 電力契約種別 _____ 従量電灯契約 ・ _____ 時間帯電灯契約
(該当項目に○印)

3. 月々の発生電力量及び売買電力量

	発生電力量	売り電力量	買い電力量	
4月	kWh	kWh	kWh	()kWh
5月	kWh	kWh	kWh	()kWh
6月	kWh	kWh	kWh	()kWh
7月	kWh	kWh	kWh	()kWh
8月	kWh	kWh	kWh	()kWh
9月	kWh	kWh	kWh	()kWh
10月	kWh	kWh	kWh	()kWh
11月	kWh	kWh	kWh	()kWh
12月	kWh	kWh	kWh	()kWh
1月	kWh	kWh	kWh	()kWh
2月	kWh	kWh	kWh	()kWh
3月	kWh	kWh	kWh	()kWh

※ 「売り電力量」とは、電気事業者への余剰電力販売量です。

※ 「買い電力量」とは、電気事業者より供給を受けた購入電力量です。

※ 時間帯別電灯契約の場合は、昼夜を分けて（ ）内に夜間電力量を記入下さい。